

# 子どもの安全・安心を護るために

## ～被措置児童等虐待予防に向けた本会児童福祉施設協議会の取り組み～

子どもの安全と安心が保障されているはずの児童福祉施設等で、養育者による子どもへの不適切な関わり、さらには著しい権利侵害までもが全国的に報道される状況が続いています。

このような状況を受け、国は児童福祉法の一部を改正し、被措置児童等の虐待の防止のための枠組みを規定した「被措置児童等虐待対応ガイドライン～都道府県・児童相談所設置市向け～」を平成21年3月に発出しました。

本会児童福祉施設協議会では、ガイドラインに対応した「子どもの安全と安心を護る養育ブック～被措置児童等への虐待に陥らないために～」(平成22年3月)を作成しました。県内の児童福祉施設等での虐待予防の取り組みについて紹介します。

被措置児童等への虐待はなぜ起るのか？

家庭環境の悪化などにより家庭での養育が困難となった子どもは、社会的養護下での支援が必要と判断した児童相談所所長の責任(措置)により、児童福祉施設や里親家庭等で養育されます(※)。子どもが安心して暮らせるはずの場所で、なぜ子どもへの不適切な関わりなどの、権利侵害が後を絶たないのでしょうか。

今、措置される子どものうち約六割の入所理由は虐待です。その虐待経験は人間関係をうまく作ることができないなど、子どもの精神、行動、発育に大きな影響を及ぼします。また併せて、発達障害と思われる子どもの入所も増加しており、言葉や態度だけでは支援が困難な状況があります。こうしたことなどが養育者と子ども、あるいは子ども同士の刺激となり、不適切な関わりに至ることもあるようです。

平成二十一年度の本会児童福祉施設協議会(※)(以下、「協議会」)

で行った調査では、本県施設入所児童のうち、「学習面か行動面で著しい困難を示す子ども」は三六・九%を占めています。この結果は平成十四年度に文部科学省が行った全国調査の結果の約六倍となる数です。

一方、これらに対応するための専門的なケアを確立する研修体系も不十分であるほか、職員配置や建物などのハード面も改善されなままとなっています。このような要因が絡み合い、問題は職員個々の力量だけでは解決できない状況にあるのです。

### 予防を主眼にした「養育ブック」の作成

厚生労働省が示したガイドラインでは、虐待の定義、里親家庭を含む施設内での虐待予防の取り組みと、施設への指導、被措置児童等虐待の状況の定期的な公表等が、子どもの権利擁護の視点から示されています。

協議会では、過去に県内施設で発生した不祥事を機に、不適切な関わりが発生した際の子どものケ

アや組織の対応、関係機関との連携、再発防止等、想定できる要因も含め、行政とともにマニュアルを作成してきました。今回もガイドラインへの対応として、被措置児童等虐待の予防を主眼に、施設・里親家庭ともに参考にできるマニュアルの作成に着手しました。

また、さまざまな思いを抱える子どもたちの言動や行動に向き合う養育者の悩みや迷いなどを、少しでも和らげることを念頭に編さんされた今回の「子どもの安全安心を護る養育ブック～被措置児童等虐待に陥らないために～」(以下、「養育ブック」)は、養育現場は誰もが不適切な関わりに陥るリスクがある環境であること、子どもの言動に刺激を受ける環境にあることなどを明文化し、そのような現実を受け入れた上で、虐待等

